

就学援助制度 新入学児童学用品費 入学前支給の申請について

杉戸町教育委員会では、小・中学校の児童生徒が心身ともに健康で安心して教育が受けられるよう、経済的に困難な世帯に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

令和9年度に小学校へ入学するお子様がいる世帯に、就学援助制度の「新入学児童学用品費」を入学前に支給します。

新入学児童学用品費の入学前支給を希望される方は、以下の点に留意し申請してください。

1. 支給の対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ①令和8年1月1日時点で杉戸町に住民票があり、令和9年度に杉戸町立各小学校へ入学するお子様がいる方。
- ②新入学児童学用品費の入学前の支給を希望する方。
- ③令和8年度において、世帯全員が次のa～hのいずれかに該当する方、または世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方。

a.生活保護法に基づく保護の停止 または廃止	b.事業税の減免	c.町民税の非課税または減免
d.固定資産税の減免	e.国民健康保険税の減免 または徴収の猶予	f.国民年金保険料の減免
g.児童扶養手当の受給	h.生活福祉資金貸付制度の貸付	

2. 支給額・支給方法・支給時期について

- (1) 支給額 64,300円（お子様一人当たり）
- (2) 支給方法 申請書に記入の口座に振込
- (3) 支給時期 第一次締切までに申請した方：令和9年2月上旬頃支給予定
最終締切までに申請した方：令和9年2月下旬頃支給予定

3. 申請手続きについて

- (1) 申請期間：

令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）

※土日祝日・年末年始を除く
第一次締切：令和8年12月28日（月）
最終締切：令和9年1月29日（金）
※期間を過ぎて申請された場合は入学前の支給は出来ませんのでご注意ください。
- (2) 提出場所：杉戸町教育委員会学校教育課窓口（杉戸町役場第一庁舎2階）
※入学予定の学校では申請を受け付けておりません。

(3) 申請に必要なもの

①全員が必要なもの：申請書（『就学援助入学児童学用品費等入学前支給申請書』）

※今年度就学援助の認定が出ている世帯は申請書のみ提出してください。

②申請理由により添付していただくもの（下記を参照ください）

○「1. 支給の対象となる方」の③a～hの理由で申請の場合

該当する事由を証明する書類（例）g.児童扶養手当の受給⇒児童扶養手当受給者証明書の写し

○「世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方」の理由で申請の世帯のうち、令和8年1月1日に杉戸町に住民票がない方⇒杉戸へ転入前の市町村発行の令和8年度 課税（非課税）証明書（総所得金額、控除額の記載のあるもの）

※同一住所（別世帯含）にお住いの学生・未就学児以外の方全員分

4. 審査結果・通知について

提出された書類をもとに、支給認定審査を行います。認定・不認定に関わらず、申請者全員に審査結果を郵送します。

なお、審査に必要な書類等が不足している場合は、結果の通知及び支給時期が遅くなる場合がありますので、予めご了承ください。

5. 令和9年度就学援助の申請について

令和8年度中に新入学児童学用品費の入学前支給を受けた方で、小学校入学後も就学援助を希望する方は、別途、令和9年度就学援助の申請手続き（令和9年4月1日受付開始予定）が必要です。

令和8年度の就学援助は令和7年分の世帯の所得状況で審査を行います。所得審査を行う年が異なるため、入学前に新入学児童学用品費を受給できても、令和9年度の就学援助を受給できない場合があります。

6. その他

認定審査には、家族構成等の詳細な情報が必要になるため、申請前に認定の可否についてお問い合わせいただいてもお答えしかねますのでご了承ください。

また、新入学児童学用品費を杉戸町から支給後、他市町村へ転出された場合は、転出先の市町村教育委員会へ情報提供いたします。

問い合わせ：学校教育課学務担当 電話（33）1111 内線 389